



# 宮 崎 県 公 報

平成28年12月 8 日 (木曜日) 第 2852 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
○保安林の指定予定の通知 (6 件) …… (自然環境課) 1
○道路の区域の変更 (3 件) …… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (2 件) …… ( “ ) 3

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 5
公 告
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… (税務課) 6
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… ( “ ) 6
○クリーニング師試験の実施…………… (衛生管理課) 6
○落札者等の公告…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 788号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-37	映画	黒い過去帳 私を責めないで	浜野組 ＜新日本映像＞	平成28年11月25日
28年-38	映画	感じるつちんこ ヤリ放題!	いまおか組 ＜オービー映画＞	
28年-39	映画	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩	加藤組 ＜オービー映画＞	
28年-40	映画	裸の未亡人 淫らな肉体	小泉組 ＜新東宝映画＞	
28年-41	映画	弱腰OL 控えめな腰使い	竹洞組 ＜オービー映画＞	
28年-42	映画	ジムノペディに乱れる	ジャンゴフィルム ＜日活＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 789号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字須野谷1359- 7 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
  - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 790号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字大王 817- 8（次の図に示す部分に限る。）、817- 7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 791号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字横野 246- 7、247- 4、247- 6、247- 23、字山村江 252- 9
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字横野 247- 4（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 792号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑

の尾2971- 2（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 793号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾3024- 18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 794号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾3024- 65（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 795号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月 8 日から平成28年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 50番 1 地先 から同市同 大字同字 1 50番 1 地先 まで	旧	5.7～ 7.8	37.0
				新	8.1～ 39.0	

**宮崎県告示第 796号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月 8 日から平成28年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 565 番68地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 565番17 地先まで	旧	5.1～ 11.9	190.0
				新	21.1～ 48.8	

**宮崎県告示第 797号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月 8 日から平成28年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原上園 3436番 2 地 先から同市 同大字同字 3434番 4 地 先まで	旧	12.6～ 17.3	55.0
				新	15.1～ 17.3	

**宮崎県告示第 798号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月 8 日から平成28年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 50番 1 地先 から同市同 大字同字 1 50番 1 地先 まで	平成28年12月 8 日

**宮崎県告示第 799号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月 8 日から平成28年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 565 番68地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 565番17 地先まで	平成28年12月 8 日

宮崎県告示第 800号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	狩底谷川	10-426-1-005	土石流
	東八幡森川	10-426-1-017	土石流
	西八幡森川	10-426-1-018	土石流
	須多ノ本谷川	10-426-1-019	土石流
	六郷谷川	10-426-1-020	土石流
	乾谷川	10-426-1-022	土石流
	徳丸下モ谷川	10-426-1-023	土石流
	下猪内谷川	10-426-1-024	土石流
	無名谷川	10-426-1-025	土石流
	ウソ谷川	10-426-1-026	土石流
	バズルコ谷川	10-426-1-027	土石流
	二平谷川	10-426-1-028	土石流
	木戸ノ元谷川	10-426-1-030	土石流
	一本松谷川	10-426-1-031	土石流
	木落シ谷川	10-426-1-032	土石流
	猪落谷川	10-426-1-033	土石流
	桑水流沢	10-426-2-002	土石流
	橋湯谷川	10-426-2-005	土石流
	東木戸ノ元谷川	10-426-2-006	土石流

猪底沢	10-426-2-007	土石流
谷頭谷川	10-426-2-040	土石流
尾払谷	I-1-1646	急傾斜地の崩壊
八峡1	I-1-1647	急傾斜地の崩壊
船迫	I-1-1648	急傾斜地の崩壊
早日渡	I-1-1649	急傾斜地の崩壊
井の川	I-1-1650	急傾斜地の崩壊
八幡森	I-1-1665	急傾斜地の崩壊
東の内	I-1-1666	急傾斜地の崩壊
内の口	I-1-3676	急傾斜地の崩壊
内の口-新①	I-1-3676-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-1	I-1-3679	急傾斜地の崩壊
上鹿川-1	I-1-3680	急傾斜地の崩壊
下鹿川-1	I-1-3681	急傾斜地の崩壊
狩底	II-1-1687	急傾斜地の崩壊
三ヶ村-1	II-1-7666	急傾斜地の崩壊
三ヶ村-2	II-1-7667	急傾斜地の崩壊
三ヶ村-3	II-1-7668	急傾斜地の崩壊
三ヶ村-4	II-1-7669	急傾斜地の崩壊
八峡-1	II-1-7677	急傾斜地の崩壊
八峡-2	II-1-7678	急傾斜地の崩壊
八峡-3	II-1-7679	急傾斜地の崩壊
八峡-4	II-1-7680	急傾斜地の崩壊
早日渡下-2	II-1-7697	急傾斜地の崩壊
八峡-5	II-1-7698	急傾斜地の崩壊
八峡-6	II-1-7699	急傾斜地の崩壊

	八 峡 - 7	Ⅱ - 1 - 7700	急傾斜地の崩壊		猪 底 沢	10- 426- 2 - 007	土 石 流
	八 峡 - 8	Ⅱ - 1 - 7701	急傾斜地の崩壊		谷 頭 谷 川	10- 426- 2 - 040	土 石 流
	早 日 渡 下 - 3	Ⅱ - 1 - 7708	急傾斜地の崩壊		尾 払 谷	I - 1 - 1646	急傾斜地の崩壊
					八 峡 1	I - 1 - 1647	急傾斜地の崩壊
					船 迫	I - 1 - 1648	急傾斜地の崩壊
					早 日 渡	I - 1 - 1649	急傾斜地の崩壊
					井 の 川	I - 1 - 1650	急傾斜地の崩壊
					八 幡 森	I - 1 - 1665	急傾斜地の崩壊
					東 の 内	I - 1 - 1666	急傾斜地の崩壊
					内 の 口	I - 1 - 3676	急傾斜地の崩壊
					内 の 口 - 新 ①	I - 1 - 3676 - 新①	急傾斜地の崩壊
					狩 底 - 1	I - 1 - 3679	急傾斜地の崩壊
					上 鹿 川 - 1	I - 1 - 3680	急傾斜地の崩壊
					下 鹿 川 - 1	I - 1 - 3681	急傾斜地の崩壊
					狩 底	Ⅱ - 1 - 1687	急傾斜地の崩壊
					三ヶ村 - 1	Ⅱ - 1 - 7666	急傾斜地の崩壊
					三ヶ村 - 2	Ⅱ - 1 - 7667	急傾斜地の崩壊
					三ヶ村 - 3	Ⅱ - 1 - 7668	急傾斜地の崩壊
					三ヶ村 - 4	Ⅱ - 1 - 7669	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 1	Ⅱ - 1 - 7677	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 2	Ⅱ - 1 - 7678	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 3	Ⅱ - 1 - 7679	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 4	Ⅱ - 1 - 7680	急傾斜地の崩壊
					早 日 渡 下 - 2	Ⅱ - 1 - 7697	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 5	Ⅱ - 1 - 7698	急傾斜地の崩壊
					八 峡 - 6	Ⅱ - 1 - 7699	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 801号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	狩 底 谷 川	10- 426- 1 - 005	土 石 流
	東八幡森川	10- 426- 1 - 017	土 石 流
	西八幡森川	10- 426- 1 - 018	土 石 流
	須多ノ本谷川	10- 426- 1 - 019	土 石 流
	六 郷 谷 川	10- 426- 1 - 020	土 石 流
	乾 谷 川	10- 426- 1 - 022	土 石 流
	ウソ谷川	10- 426- 1 - 026	土 石 流
	バズルコ谷川	10- 426- 1 - 027	土 石 流
	二 平 谷 川	10- 426- 1 - 028	土 石 流
	木戸ノ元谷川	10- 426- 1 - 030	土 石 流
	木落シ谷川	10- 426- 1 - 032	土 石 流
	猪 落 谷 川	10- 426- 1 - 033	土 石 流
	橋 湯 谷 川	10- 426- 2 - 005	土 石 流
	東木戸ノ元谷川	10- 426- 2 - 006	土 石 流

八 峡 - 7	Ⅱ - 1 - 7700	急傾斜地の崩壊
八 峡 - 8	Ⅱ - 1 - 7701	急傾斜地の崩壊
早 日 渡 下 - 3	Ⅱ - 1 - 7708	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 144条の 9 第 3 項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び代表者の氏名  
黒木石油商事有限会社  
代表取締役 黒木 次男
- 2 主たる事務所の所在地  
宮崎県日向市美々津町1281番地 1
- 3 指定取消年月日  
平成28年11月24日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類  
50 ℓ 券 3 枚
- 2 用途  
農業等
- 3 記号及び番号  
50 ℓ 券 F 1505408～F 1505410
- 4 有効期間  
平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
宮崎中央農業協同組合 木花給油所
- 6 紛失年月日  
平成28年11月16日

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日  
平成29年 2 月 8 日（水曜日）
- 2 試験の場所及び時間
  - (1) 学科試験  
ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午前10時30分から正午まで
  - (2) 実地試験

- ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
- イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで

3 試験科目

- (1) 学科試験  
ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識  
イ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第 5 項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して提出すること。

- (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）
- (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）
- (3) 写真（出願前 6 箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）

6 受験願書の受付期間

平成29年 1 月 4 日（水曜日）から同月18日（水曜日）まで

7 その他

- (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
  - (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
  - (3) 合格者の発表は、平成29年 2 月28日（火曜日）午前 9 時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。
  - (4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。
- なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名  
本部庁舎LAN機器の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店  
長 大室 賢二  
福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
- 5 落札金額  
41,796,000円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成28年10月13日

--	--